

品川区防水板設置等工事助成要綱

制定 昭和62年6月26日区長決定要綱 第47号
改定 平成12年9月4日区長決定要綱 第121号
改定 平成15年2月25日部長決定要綱 第6号
改定 平成21年3月27日部長決定要綱 第137号
改定 平成26年1月23日区長決定要綱 第1号
改定 平成27年1月22日部長決定要綱 第452号

(目的)

第1条 この要綱は、水害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等に防水板の設置およびその設置に伴う関連工事（以下「防水板設置等工事」という。）を行おうとする者に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で「防水板」とは、建築物の出入口等に設置し、浸水に絶える材質で、取りはずしまたは移動が可能なものの（原則として金属板）とする。

2 この要綱で「関連工事」とは、防水効果を高めるために行う工事で、次のものを言う。

- (1) 内外壁の防水工事
- (2) 土間コンクリート打設工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める工事

(助成対象者)

第3条 区長は、品川区内で防水板設置等工事を行う住宅、店舗、事務所等の所有者または使用者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、立地地盤が標高5メートルより高く、平成15年2月25日以降に建築確認を得て工事を行った建築物のうち、次の要件に該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 新たに現況地盤面より掘り下げて土地利用を行った建築物
- (2) 「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」の対象となった建築物
- (3) 浸水被害を拡大させる恐れのある半地下駐車場

(助成額)

第4条 助成額は、下記表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる額を限度とし、同表右欄に掲げる額とする。ただし、助成額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

区分		限度額	助成額
個人	品川区に住民登録をしている個人	100万円	防水板設置等工事に要した費用の4分の3
	その他の個人	50万円	防水板設置等工事に要した費用の4分の3
法人	申請日より1年以上前から品川区内に本店または支店等の登記をしている法人	100万円	防水板設置等工事に要した費用の2分の1
	その他の法人	50万円	防水板設置等工事に要した費用の2分の1

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関係書類を添付し、防水板設置等工事助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、交付申請書および関係書類を審査のうえ、速やかに助成金の交付決定を行い、防水板設置等工事助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(工事内容等の変更申請)

第7条 申請者は、助成金の交付決定後において、防水板設置等工事助成金交付申請の内容に変更が生じた場合は、関係書類を添付し、防水板設置等工事助成金交付変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付変更決定)

第8条 区長は、前条の申請があったときは、変更申請書および関係書類を審査のうえ、速やかに助成金の交付変更決定を行い、防水板設置等工事助成金交付変更決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(工事完了の報告)

第9条 申請者は、防水板設置等工事が完了したときは、直ちに工事完了届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第10条 区長は、工事完了届を受理したときは、工事完了の確認を行い、適當と認めたときは、申請者に請求書（第6号様式）を提出させ、助成金を交付する。

(助成決定の取消し等)

第 11 条 区長は、第 6 条の交付決定、第 8 条の交付変更決定により助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消し、また既に交付した助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、防水板設置等工事を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) その他区長が必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、防水板設置等工事助成金交付決定取消通知書（第 7 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付については、品川区補助金等交付規則（昭和 39 年品川区規則第 4 号）を適用する。

(委任)

第 13 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付則

この要綱は、昭和 62 年 6 月 26 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 12 年 9 月 4 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。